

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月28日
【事業年度】	第13期（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）
【会社名】	株式会社gumi
【英訳名】	gumi Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川本 寛之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
売上高 (千円)	21,437,453	25,933,658	27,112,019	21,257,580	19,827,695
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	2,256,462	1,734,017	962,282	1,661,464	2,124,637
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	3,299,256	1,383,379	552,928	1,695,686	1,757,456
包括利益 (千円)	3,476,838	1,389,348	576,296	1,778,094	1,321,473
純資産額 (千円)	12,515,627	12,941,686	13,990,732	13,593,627	15,169,892
総資産額 (千円)	18,688,448	19,659,953	23,067,515	21,148,037	20,006,964
1株当たり純資産額 (円)	420.04	445.16	467.47	416.04	470.93
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	111.56	46.65	18.91	57.04	58.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	46.29	18.75	-	57.66
自己資本比率 (%)	67.0	65.8	59.4	59.2	71.1
自己資本利益率 (%)	-	10.9	4.2	-	13.1
株価収益率 (倍)	-	22.7	53.7	-	11.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,987,768	397,313	1,309,383	1,172,620	2,657,936
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,379,498	430,644	2,565,004	2,255,148	3,607,860
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,799,574	46,590	2,776,040	403,215	3,037,309
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	11,557,773	11,456,731	13,017,347	9,898,048	5,833,436
従業員数 (名)	684	737	848	866	852
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔10〕	〔12〕	〔9〕	〔14〕	〔15〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第9期及び第12期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 第9期及び第12期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
売上高 (千円)	21,401,919	25,896,816	27,086,964	21,217,273	19,823,394
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	2,741,576	1,259,054	668,485	930,922	2,051,569
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	3,622,264	956,961	672,614	1,531,196	2,407,659
資本金 (千円)	8,948,894	8,996,449	9,076,072	9,337,717	9,377,841
発行済株式総数 (株)	29,796,500	30,052,000	30,291,000	31,096,000	31,169,400
純資産額 (千円)	12,800,960	12,810,918	13,756,264	12,897,100	15,156,832
総資産額 (千円)	19,117,011	19,457,976	22,597,321	20,950,394	20,985,423
1株当たり純資産額 (円)	429.61	440.66	465.65	419.73	494.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	5.00 ( - )
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額 ( ) (円)	122.48	32.27	23.00	51.51	79.90
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	32.02	22.80	-	79.00
自己資本比率 (%)	67.0	65.8	60.4	60.3	71.1
自己資本利益率 (%)	-	7.5	5.0	-	17.5
株価収益率 (倍)	-	32.8	44.1	-	8.5
配当性向 (%)	-	-	-	-	6.26
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	234 〔6〕	257 〔11〕	384 〔9〕	390 〔14〕	390 〔12〕
株主総利回り (%)	56.6	67.4	64.5	39.6	43.6
(比較指標: TOPIX) (%)	(84.2)	(96.2)	(111.6)	(101.6)	(91.9)
最高株価 (円)	1,870	1,455	1,685	1,028	944
最低株価 (円)	427	612	939	475	456

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 第9期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
3. 第9期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
4. 第9期及び第12期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
5. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。  
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。  
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社の取締役会長 國光宏尚は、2007年6月に東京都渋谷区において携帯電話端末を対象としたエンターテインメントに特化したインターネットコンテンツの提供を目的とする会社として、アットムービー・パイレーツ株式会社の商号で設立しました。

沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2007年6月	東京都渋谷区にアットムービー・パイレーツ株式会社を設立。
2008年7月	株式会社gumiに商号変更、本社を東京都目黒区に移転。
2008年8月	ソーシャル・ネットワーキング・サービス「gumi」のオープン化を実施。
2009年8月	株式会社ミクシィが運営する「mixi」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2009年9月	本社を東京都中野区に移転。
2010年4月	株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2010年5月	本社を東京都新宿区に移転。
2010年6月	グリー株式会社が運営する「GREE」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2011年9月	福岡オフィスを福岡県福岡市に設置。
2011年11月	「gumi」プラットフォームサービスを終了。外部プラットフォーム向けコンテンツ提供に特化。
2012年2月	本社を東京都新宿区（現所在地）に移転。
2012年4月	海外における開発体制強化のため、gumi Asia Pte. Ltd.（シンガポール）及びgumi America, Inc.（米国）を設立。
2012年6月	投資事業開始のため、株式会社gumi ventures（東京都新宿区）を設立。
2012年7月	海外への投資拠点としてgumi Investment Limited（英国領）を設立。
2013年3月	開発体制強化のため、株式会社gumi venturesが株式会社エイリム（東京都新宿区）を設立。
2013年7月	株式会社エイリムが「ブレイブ フロンティア（日本語版）」をリリース。
2013年11月	「ブレイブ フロンティア（英語版）」をリリース。
2013年12月	株式会社エイリムを子会社化。
2014年4月	アジア圏における開発体制強化のため、台湾谷米數位科技有限公司（台湾）を設立。
2014年9月	東京にgumi ventures 2号投資事業有限責任組合を組成。
2014年10月	「ファントム オブ キル」をリリース。
2014年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2015年10月	株式会社エイリムを完全子会社化。 「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（日本語版）」をリリース。
2015年12月	Tokyo VR Startups株式会社（現Tokyo XR Startups株式会社）を設立。
2016年1月	「誰が為のアルケミスト（日本語版）」をリリース。
2016年2月	海外XR市場への投資を目的としたベンチャーキャピタルファンド「VR FUND, L.P.」に出資。 共同事業者として運営に参画。
2016年4月	「クリスタル オブ リユニオン」をリリース。
2016年6月	「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（海外言語版）」をリリース。
2017年6月	簡易新設分割による分社化を行い、株式会社gumi VR（現株式会社gumi X Reality）を設立。
2017年10月	株式会社FgG（東京都新宿区）を設立。
2017年11月	「誰が為のアルケミスト（海外言語版）」をリリース。 東京にgumi ventures 3号投資事業有限責任組合を組成。
2018年2月	連結子会社である株式会社gumi venturesを通じ合同会社gumi Cryptos（現合同会社gumi Cryptos Capital）を設立し、gumi Cryptos匿名組合を組成。ブロックチェーン領域への投資を開始。
2018年4月	株式会社グラムス（東京都新宿区）を設立。
2018年5月	ブロックチェーン事業への参入を決定。
2019年5月	株式会社gumi Cryptosを設立。 「乃木坂46・欅坂46・日向坂46公認RPG ザンビ THE GAME」をリリース。
2019年7月	当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityが保有するブロックチェーンに係る事業を吸収分割の手法により株式会社gumi Cryptosに承継。
2019年10月	株式会社gumi X studioを設立。
2019年11月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（日本語版）」をリリース。 株式会社gumi X Realityが保有するXRコンテンツ開発に係る資産等を吸収分割の手法により株式会社gumi X studioに承継。

年月	概要
2020年 3月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（海外言語版）」をリリース。
2020年 7月	コーポレートガバナンスの一層の強化を図るべく、監査等委員会設置会社に移行。

### 3【事業の内容】

現在、当社グループでは国内外にてモバイルオンラインゲームの開発・運営を行っております。また、市場の急拡大が見込まれるXR市場（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン市場において早期に優位なポジションを築くべく、投資を中心とした当該事業領域への対応も行っております。

なお、当社グループは、事業内容をより適正に表示するため、当連結会計年度より、報告セグメント「VR/AR事業」を「XR事業（VR、AR、MR等）」に名称変更するとともに、新セグメントとして「ブロックチェーン事業」を新設いたしました。

#### （1）モバイルオンラインゲーム事業

モバイルオンラインゲーム事業においては、主にGoogle Inc.が運営する「Google Play」やApple Inc.が運営する「App Store」等のモバイルアプリ配信プラットフォームにゲームコンテンツを提供するサービスであります。

現在は、以下の領域においてサービスを展開しております。

##### 国内ゲーム事業

当社グループが国内拠点で開発したゲームコンテンツを国内市場へ配信しております。

「ファントム オブ キル（日本語版）」、「誰が為のアルケミスト（日本語版）」、「クリスタル オブリユニオン（日本語版）」及び株式会社スクウェア・エニックスと共同開発した「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（日本語版）」及び「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（日本語版）」等を中心として、いずれも好調に推移しております。引き続き、ヒットタイトルを量産し、収益拡大に努めてまいります。

##### 海外ゲーム事業

当社グループが国内拠点で開発した有力なゲームコンテンツを海外市場へ配信しております。

「ブレイブ フロンティア（海外言語版）」、「誰が為のアルケミスト（海外言語版）」及び株式会社スクウェア・エニックスと共同開発した「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（海外言語版）」及び「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（海外言語版）」を配信し、いずれも好調に推移しております。引き続き、当社グループの海外配信網の活用により、更なるグローバルタイトルの創出を目指してまいります。

#### （2）XR事業（VR、AR、MR等）

VRとは、Virtual Reality（仮想現実）、ARとはAugmented Reality（拡張現実）、MRとはMixed Reality（複合現実）の略であり、ヘッドマウントディスプレイを装着することで現実とは全く違う空間を体験することができるため、よりリアルで迫力のあるゲームやサービスの展開が期待されます。

XR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内・海外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはXRコンテンツの開発を主体的に取り組み、XR事業の収益化を目指してまいります。

#### （3）ブロックチェーン事業

ブロックチェーンとは、インターネット上の複数のコンピューターで取引データを共有し、取引毎に暗号化した正しい記録を鎖（チェーン）のようにつなげて蓄積する技術であり、「データの複製、改ざんが困難」、「フェアトレードが可能」という観点において、デジタルデータを活用しているモバイルコンテンツ等の領域との親和性が非常に高い技術であると考えております。当社グループでは、出資を通じた国内・海外の有力企業との戦略的連携、及び出資先との協業によるコンテンツ開発等を通じ、将来の収益基盤の構築を目指してまいります。

2020年7月28日時点にて、モバイルオンラインゲーム事業において当社グループが提供している主なネイティブアプリは以下のとおりであります。

タイトル名	配信年月	サービス形態	種別	提供先の国・地域	プラットフォーム	ゲーム内容
ブレイブ フロンティア (日本語版)	2013年 7月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、 Google Play等	ファンタジー世界を舞台にした、キャラクターの育成とバトル、シナリオが楽しめる本格オンラインRPG。当社子会社の株式会社エイリムとの共同開発。
ブレイブ フロンティア (海外言語版)	2013年 11月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	欧米等	App Store、 Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社が海外向けにローカライズして運営。
ファントム オブ キル	2014年 10月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、 Google Play等	魅力的なキャラクターたちが”戦略性×ドラマ”で織りなすシミュレーションRPG。
ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス (日本語版)	2015年 10月	無料 (有料課金あり)	IP(注)1	日本	App Store、 Google Play等	新たなクリスタルの物語をテーマに株式会社スクウェア・エニックスと当社子会社の株式会社エイリムが制作するファイナルファンタジーの完全新作RPG。株式会社スクウェア・エニックスがパブリッシュ。
誰ガ為のアルケミスト (日本語版)	2016年 1月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、 Google Play等	ドラマティックなストーリーと高度な戦略性に富んだ三次元空間戦略バトルが楽しめるタクティクスRPG。
クリスタル オブ リユニオン	2016年 4月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、 Google Play等	国を造り育てる従来のストラテジーゲームを超えたスケールで描かれる超建国ストラテジックファンタジーゲーム。
ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス (海外言語版)	2016年 6月	無料 (有料課金あり)	IP(注)1	欧米等	App Store、 Google Play等	「ファイナルファンタジーブレイブエクスヴィアス」を当社子会社が海外向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。株式会社スクウェア・エニックスがパブリッシュ。
誰ガ為のアルケミスト (海外言語版)	2017年 11月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	欧米等	App Store、 Google Play等	「誰ガ為のアルケミスト」を海外向けにローカライズして運営。

タイトル名	配信年月	サービス形態	種別	提供先の国・地域	プラットフォーム	ゲーム内容
ブレイブ フロンティア 2	2018年 2月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、Google Play等	全世界で3,300万ダウンロードを突破した、大人気RPG「ブレイブ フロンティア」のナンバリングタイトル。
乃木坂46・欒坂46・日向坂46 公認RPG ザンビ THE GAME	2019年 5月	無料 (有料課金あり)	オリジナル	日本	App Store、Google Play等	舞台・ドラマで話題の乃木坂46出演プロジェクト「ザンビ」をゲーム化。
WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争(日本語版)	2019年 11月	無料 (有料課金あり)	I P (注)1	日本	App Store、Google Play等	「ファイナルファンタジーブレイブエクスヴィアス」の世界観を受け継いだタクティカルRPG 株式会社スクウェア・エニックスがパブリッシュ。
WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争(海外言語版)	2020年 3月	無料 (有料課金あり)	I P (注)1	欧米等	App Store、Google Play等	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」を海外向けにローカライズして運営。 株式会社スクウェア・エニックスがパブリッシュ。

(注)1. 「Intellectual Property」の略称であり、著作権等の知的財産権のこと。



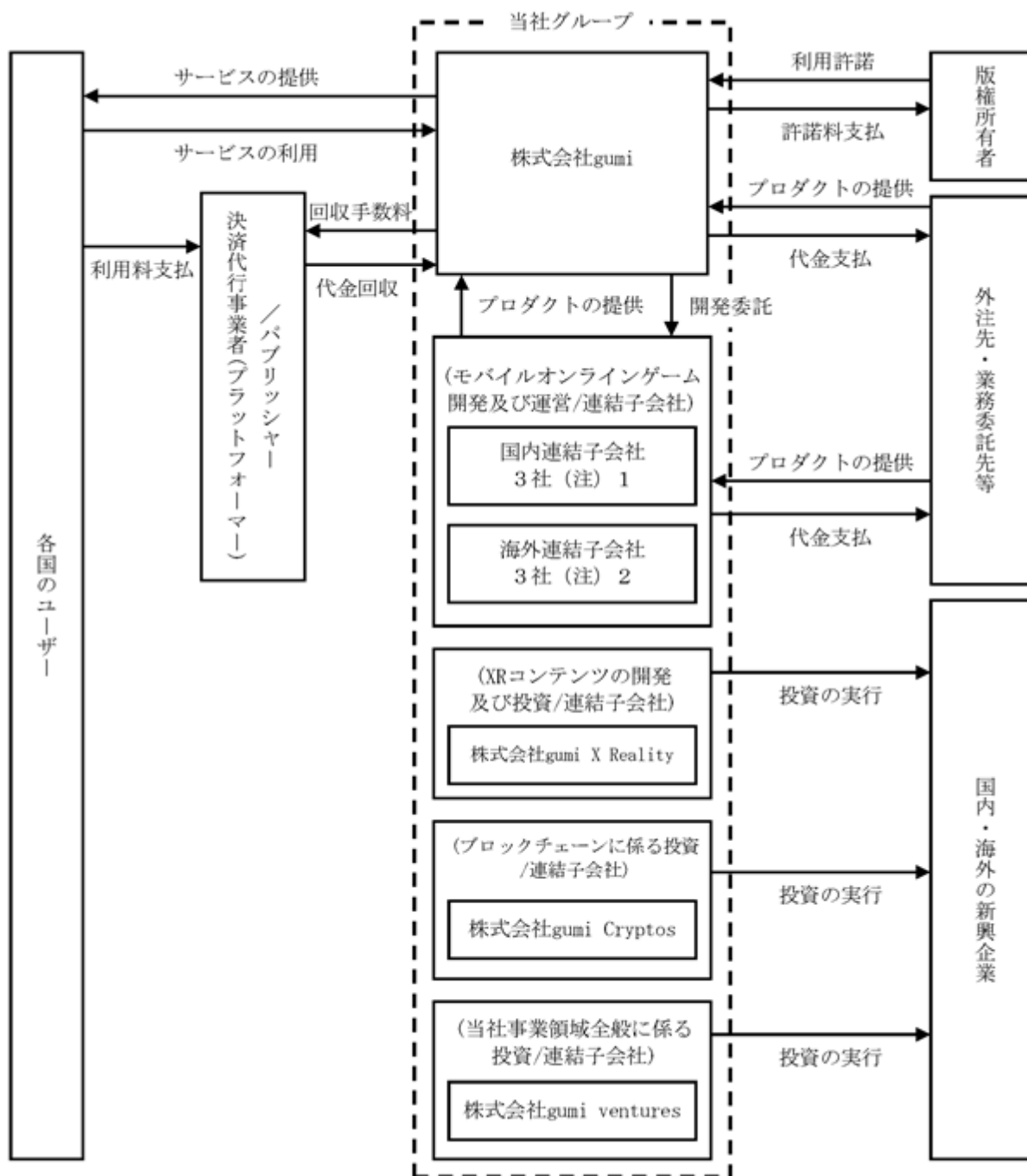
〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

モバイルオンラインゲームの開発・運営子会社においては、独自及び外注先・業務委託先等との連携を通じてモバイルオンラインゲームの開発・運営を行っております。

XRコンテンツの開発及び投資子会社においては、国内・海外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援の実施及びエクイティ出資によるXRコンテンツの共同開発を行っております。

ブロックチェーンコンテンツの開発及び投資子会社においては、新たなテクノロジーを活用した国内・海外の有力企業への投資の実行による戦略的連携を図っております。



- (注) 1. 国内連結子会社は、株式会社エイリム、株式会社FgG、株式会社グラムスが該当します。  
 2. 海外連結子会社は、gumi Asia Pte. Ltd.、台湾谷米數位科技有限公司、gumi Primus, Inc. が該当します。  
 3. 株式会社gumi X Realityの連結子会社として、株式会社gumi X studio、Tokyo XR Startups株式会社、gumi America, Inc. があります。  
 4. 上記以外の連結子会社として、持株会社である香港谷米有限公司、他7社があります。

#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
株式会社エイリム	東京都 新宿区	100,745千円	モバイルオンラインゲームの開発・運営	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社FgG	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任1名 業務委託取引
株式会社グラムス	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	2,000千 シンガポールドル	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
台湾谷米數位科技 有限公司	台湾 台北市	10,000千台湾ドル	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
gumi Primus, Inc.	韓国 ソウル市	1,940,059千 ウォン	同上	100.0	役員の兼任3名 業務委託取引
株式会社gumi ventures	東京都 新宿区	159,350千円	投資事業及び ファンドの運営	100.0	役員の兼任3名
株式会社gumi X Reality	東京都 新宿区	100,000千円	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資	100.0	役員の兼任3名
Tokyo XR Startups 株式会社	東京都 中央区	42,500千円	XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等	100.0	役員の兼任3名
株式会社gumi X studio	東京都 新宿区	500千円	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発	100.0	役員の兼任1名
gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	11,005千米ドル	XRに係る投資	100.0	役員の兼任1名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社gumi Cryptos	東京都 新宿区	10,000千円	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	100.0	役員の兼任3名
その他8社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社エイリム及びgumi America, Inc.は、特定子会社に該当しております。

3. gumi Investment Limitedは、重要性が乏しいため連結の範囲に含めておりません。

4. 2019年5月7日付で株式会社gumi VRは商号を株式会社gumi X Realityに変更しております。

5. 2019年5月7日付で株式会社gumi Cryptosを設立しました。

6. 2019年4月23日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年7月1日付で、当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityは、ブロックチェーンに係る事業を、吸収分割の方法により株式会社gumi Cryptosに承継させました。
7. 2019年10月1日付で株式会社gumi X studioを設立しました。
8. 2019年9月24日開催の当社の取締役会における決議に基づき、2019年11月30日付で、当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityは、XR事業（VR、AR、MR等）におけるコンテンツ開発に係る資産等を、吸収分割の方法により当社の完全子会社として設立した株式会社gumi X studioに承継させました。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
VR Fund,L.P.	アメリカ デラウェア州	30,015千米ドル	XRに係る投資	33.3	-
合同会社gumi Cryptos Capital	東京都 新宿区	5,000千円	ブロックチェーン 技術を用いたサー ビス等を提供する 企業への投資	25.0	-
その他4社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. lute株式会社、株式会社mikai、株式会社BUZZCAST、ユニゾンライブ株式会社、株式会社VARK（旧社名：株式会社ActEvolve）、株式会社1Sec、株式会社ゆにクリエイト、株式会社ZIG及び株式会社Plottは当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 2020年4月3日付で、全株式を譲渡したことにより、株式会社よむネコを持分法適用の範囲から除外しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	799 (10)
XR事業 (VR、AR、MR等)	6 (-)
ブロックチェーン事業	5 (-)
全社 (共通)	42 (5)
合計	852 (15)

- (注) 1. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、( )内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

2020年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
390 (12)	34歳5ヶ月	3年3ヶ月	5,330

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	337 (7)
XR事業 (VR、AR、MR等)	6 (-)
ブロックチェーン事業	5 (-)
全社 (共通)	42 (5)
合計	390 (12)

- (注) 1. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、( )内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当該連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、企業理念「Wow the World! (すべての人々に感動を)」のもと、当社が起点となり世界中にWow! (“Wow”、“和を”、“輪を”)を提供すべく取り組んでおります。そして、その実現に向け、社員一人ひとりが忘れてはいけない精神として「One Step Beyond (First to Try, First to Fail, First to Recover)」を掲げております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループの重視している経営指標は、売上高営業利益率であります。現在収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業において安定的な収益を確保し、当該収益の一部を将来の収益基盤の構築を図るための成長投資に活用することで、中長期的な収益力の拡大に努めております。そのため、売上高営業利益率20%以上を確保することを目標としております。

#### (3) 経営戦略等

現在収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業においては、既存主力タイトルの安定的な運用による収益の創出に加え、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、国内でヒットしたタイトルを世界各国に配信していくことで、収益の最大化を図っております。また、ヒットタイトルの開発実績を有するスタジオにおける高品質なオリジナルタイトルの開発、及び自社ヒットタイトルのゲームエンジンと他社有力IPを掛け合わせた新規タイトルの開発を行うことで、将来における収益力の更なる拡大を目指しております。

あわせて、市場の拡大が見込まれるXR市場（VR、AR、MR等）、ブロックチェーン市場等の新規事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要であると考えていることから、国内外の有力企業への投資を通じ、新たなテクノロジーを有する企業との戦略的連携を図るとともに、当社及び他社IPを活用したコンテンツ開発、並びに当社事業と親和性の高い有力投資先との協業等を推進していくことで、新規事業領域の早期収益化を目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

#### (4) 経営環境

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況であります。このような状況下においては、経営資源の選択と集中により安定的に収益を創出できる基盤を構築することに加え、今後市場の拡大が見込まれる新規事業領域への早期参入により、将来を見据えた収益機会の構築を目指していく必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 高品質なモバイルオンラインゲームの提供

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。これまでゲームタイトルの企画、開発及び運営により蓄積してきたノウハウを用いて、クオリティの高いオリジナルタイトルの開発を実現するとともに、世界各国の有力IPホルダーとの連携を強化し、IPを用いたタイトルによる大ヒットも創出することにより、収益力の拡大を目指してまいります。

##### 海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで多くのゲームコンテンツの海外展開を実現してまいりましたが、今後も引き続き、自社開発の有力ゲームコンテンツを中心としたグローバル展開を推進してまいります。

##### 新規事業領域への参入による事業拡大

当社グループは、将来、市場の拡大が見込まれる事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域において、ファンド出資等を通じ新たなテクノロジーを活用する有力企業との戦略的連携を図るとともに、コンテンツの開発にも主体的に取り組むことで、新規事業領域の早期収益化を図ってまいります。

#### コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

#### ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

#### システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りにも努めてまいります。

#### 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。人材の確保においては、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

#### コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業内容に関するリスクについて

#### 事業環境に関するリスクについて

##### イ 携帯電話ビジネスの普及動向について

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業を主たる事業領域としており、インターネットに接続可能なスマートフォン/タブレット端末及びそれに準じるものの普及度合いに当社グループの業績及び事業展開が大きく左右される可能性があります。

近年、高性能なモバイルインターネット端末であるスマートフォンの普及が本格化しており、今後インターネットの普及拡大及びスマートフォンの低価格化等の要因により、国内・海外において更に普及が進むことが見込まれております。一方、新たな法的規制の導入や技術革新等の予期せぬ要因により携帯電話ビジネスの普及が阻害される場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

##### ロ 技術革新について

当社グループが事業展開を行うモバイルインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードが速く、それに基づく新サービスの創出が相次いで行われております。当社グループは技術革新に伴う事業構造の変化に迅速に対応する強固な体制作りを努めておりますが、技術革新に関し予期せぬ事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

##### ハ モバイルオンラインゲームの市場動向について

当社グループが事業展開を行うモバイルオンラインゲーム市場は、スマートフォン/タブレット端末の高機能化及び普及拡大によるユーザー数の増加に伴い、引き続き市場の拡大が見込まれております。当社グループにおいても、モバイルオンラインゲーム市場が国内・海外において成長を持続する市場であると見込んでおりますが、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

### 二 新規事業領域の市場動向について

当社グループは、将来市場の拡大が見込まれるXR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域等の新規事業領域への早期参入により、将来の収益基盤の構築を目指しております。当該新規事業領域において、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 事業のリスクについて

##### イ プラットフォーマーとの契約等について

当社グループが運営するモバイルオンラインゲーム事業は、Apple Inc.、Google Inc.等の決済代行業者（プラットフォーム）を介して一般消費者（ユーザー）にゲームコンテンツを提供するため、プラットフォームとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結、ないしはコンテンツ提供に関する規約に同意する必要があります。そのため、プラットフォームの事業方針の変更等に伴い、当社グループのゲームコンテンツの提供が困難となった場合は当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

##### ロ コンテンツにおける表現の健全性確保について

当社グループでは、ゲームコンテンツの健全性確保のため、コンテンツの制作・配信過程において、当社グループ独自の基準を設定しております。この基準は、青少年に対して著しく暴力的ないしは性的な感情を刺激する描写・表現をコンテンツ内に使用しないこと等を基本方針としております。しかしながら、今後法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、当社グループのコンテンツの提供が規制される事態等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 八 開発費、広告宣伝費の負担について

当社グループでは、ゲームコンテンツ単位での開発費の予算管理による資金繰り管理及び費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、強固な財務基盤を実現しております。しかしながら、近年、ネイティブアプリの高品質化に伴い、開発期間が長期に亘り開発費が高騰する傾向にあり、また、競合他社との競争激化に伴い、広告宣伝に関してもテレビコマーシャル等の多額の投資が必要なケースも増加しています。今後、市場環境の変化等により一層のコスト増加を強いられる場合には、先行投資に耐えうる運転資金の確保が必要になります。

#### ニ システムリスクについて

当社グループは、自然災害、アクセス過多によるサーバー停止等の要因によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼動状況の監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、提供しているゲームコンテンツを管理するサーバーや配信システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、ゲーム配信に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### ホ 競合について

モバイルオンラインゲーム市場には競合他社が多数存在しておりますが、当社グループではゲームコンテンツ開発に際し、時代の潮流を見据えた企画の立案及び高い技術力を用いた開発を実施し、ユーザーのニーズに即した魅力あるゲームコンテンツを提供しております。また、ゲーム運用に際しては、ユーザーの利用状況調査・分析等に基づく効果的な運用及びマーケティングを行っております。

しかしながら、今後当社グループが提供するゲームコンテンツがユーザーに支持されず、又は競合他社との競争激化に伴い、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数及びアイテム課金額等が著しく減少した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### ヘ ユーザー数について

当社グループでは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数を拡大させることが安定した収益基盤の確立、業績の拡大のための重要な課題であると考えております。

しかしながら、競合他社との競争激化、ユーザーの嗜好の変化、又はその他の不測の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### ト ゲームコンテンツ開発における一部のクリエイターへの依存について

当社グループでは、ゲームコンテンツのイラストやシナリオ等の制作等に関し、一部の業務を外部クリエイターに委託しております。当社グループでは、特定の外部クリエイターへの依存度を低下させるため、複数のクリエイターに委託業務を分散させ、また当社グループ内にデザイン制作部門を設け外注依存の低減を図ることで当該リスクの軽減を図っております。

しかしながら、クリエイターとの契約内容の見直しや解除がなされる等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 法的規制や業界規制に係るリスクについて

##### イ インターネットに関連する法的規制について

当社グループの提供するゲームコンテンツのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他ユーザーのID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一部の広告・宣伝メールの送信に際し、法定事項の表示義務を負う場合があります。

当社グループは上記法的規制等について適切な対応をしておりますが、不測の事態により、当該規則等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、若しくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。



ロ リアル・マネー・トレード（RMT）に関するリスクについて

現在、モバイルオンラインゲーム業界においてはユーザー間においてゲーム内のアイテムをオークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレードと呼ばれる行為が一部のユーザーにより行われております。当社グループでは、利用規約でリアル・マネー・トレードの禁止を表記しており、またオークションサイト等の監視も実施しております。しかしながら、当社グループが提供するゲームに関し大規模なリアル・マネー・トレードが発生する等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ 事業領域全般に関連する法的規制について

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界、XR業界（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン業界は、新たな業態であるため、法的規制の適用に関する解釈の相違等が発生しやすい環境にあるといえます。

当社グループでは、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することに加え、加入している業界団体の意見も取り入れ、事業展開を図っております。しかしながら、今後社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害、事故等のリスクについて

当社グループの開発拠点は、日本においては東京都及び福岡県にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、海外にも子会社等を有しており、各所在地で同様の要因により開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。なお、システムリスクについては、「(1) 事業内容に関するリスクについて 事業のリスクについて ニ．システムリスクについて」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症によるリスクにおいては、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(3) 会社組織に関するリスクについて

創業者への依存について

当社グループの創業者であり取締役である國光宏尚は、当社グループ設立以来の取締役であり、経営方針や戦略の決定をはじめ、新規事業領域の推進等において重要な役割を果たしております。

このため当社では、事業拡大に伴い積極的な権限移譲を実施し、同氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、又は同氏が退任するような事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。また、当社グループ事業においては、経営陣幹部並びに各部門の責任者への依存度が高い状態であり、当該メンバーに過剰な業務負荷がかかることによって健康状態に支障を来して業務の遂行が滞る状況が生じた場合、又は退職する等の事態が生じた場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業拡大を進めていくにあたり、優秀な人材の確保、育成が極めて重要な課題であると考えております。このため、採用活動の強化、研修体制の充実等に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは個人情報を取得しているため、個人情報を有するサーバーへのアクセス制限や情報セキュリティに関する基本方針及び個人情報保護に関する規程を制定し、社員教育を実施する等、個人情報の管理体制強化を図っております。しかしながら、今後、個人情報の流出等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 知的財産の管理について

当社グループでは、知的財産の取扱いに関する留意事項を文書化した社内基準を制定するとともに、従業員に対し当該基準の遵守について定期的な共有を図る等、内部管理体制を構築しております。また、ゲームコンテンツ制作の一部を委託する外部クリエイターとの契約において、知的財産については第三者の知的財産権を侵害しないこと、当社グループに対して著作権を譲渡すること等の細かな取り決めを行っております。

しかしながら、当社グループの提供するコンテンツによる第三者の知的財産権の侵害等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 内部管理体制について

当社グループでは、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内、海外の法令・ルールへの遵守及び企業倫理に沿った法令遵守を定めた規程を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (4) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対してインセンティブとしてストック・オプションを付与する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

#### (5) 海外展開について

当社は、2012年より海外子会社の設立を開始し、当連結会計年度の海外言語版の売上高が全売上高の約2割を占めている状況にあります。今後も引き続きグローバルな事業展開を行っていく方針ですが、各所在地の法令、制度・規制、社会情勢等をはじめとしたカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループでは、当社では、連結財務諸表の作成時に外貨建てから円換算を行っていることから、換算時の為替レートが大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (6) M&A、資本業務提携について

当社は、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を既存の事業を補完・強化するための有効な手段の一つであると位置づけております。M&Aや資本業務提携の実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行い、各種リスクの低減に努める方針ですが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又はM&Aや資本業務提携に見合う効果の創出がなされなかった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### (7) 投資活動について

当社グループでは、国内・海外での事業展開を強化するべく、当社本体でのM&A、資本業務提携活動に加え、当社子会社である株式会社gumi ventures等を通じた投資活動を行っております。投資活動においては、当社グループとの業務シナジーを創出される投資活動を遂行することをミッションとしており、投資実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行っておりますが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又は投資先の株式価値が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概要は次のとおりであります。

#### (1) 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用、所得関係の改善により緩やかな回復傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、急激な減速へと転じることとなりました。

当社グループが属する業界におきまして、モバイルオンラインゲーム市場においては、株式会社矢野経済研究所の「スマホゲーム市場に関する調査（2019年）」によると、2020年度の国内スマートフォンゲーム市場は1兆1,920億円と、前年度対比にて安定的に成長することが予想されております。XR市場においては、The Goldman Sachs Group, Inc.が2016年に発表したデータによると、2025年にはVR/AR市場が約950億米ドルまで拡大すると予測されております。ブロックチェーン市場においては、株式会社矢野経済研究所の「ブロックチェーン活用サービス市場に関する調査（2019年）」によると、2022年度の国内ブロックチェーン活用サービス市場規模は、事業者の売上高ベースで1,235億円にまで成長すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は19,827,695千円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。また、営業利益は2,225,402千円（前連結会計年度は1,430,689千円の営業損失）、経常利益は2,124,637千円（同1,661,464千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,757,456千円（同1,695,686千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当社グループは、事業内容をより適正に表示するため、当連結会計年度より、報告セグメント「VR/AR事業」を「XR事業（VR、AR、MR等）」に名称変更するとともに、新セグメントとして「ブロックチェーン事業」を新設いたしました。そのため、前年同期比較はセグメント見直し後の体制に組み替えて記載しております。なお、XR事業（VR、AR、MR等）の名称変更が、セグメント情報に与える影響はありません。

#### モバイルオンラインゲーム事業

モバイルオンラインゲーム事業に関しては、株式会社スクウェア・エニックスと共同開発した「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」を当連結会計年度より日本語版・海外言語版共に配信を開始し、売上に大きく寄与いたしました。一方、一部主力タイトルに関し、配信期間の長期化に伴い売上が減少したこと、及び不採算タイトルの早期撤退を行ったこと等に伴い、売上高が減少いたしました。

しかしながら、上記不採算タイトルの早期撤退を含め、スタジオの統廃合等が奏功し開発運用費が減少したこと、及び費用対効果を重視したプロモーションの徹底により広告宣伝費が減少したこと等に伴い、営業利益が大きく増加いたしました。

この結果、売上高は19,718,500千円（前連結会計年度比7.2%減）、営業利益は2,783,045千円（前連結会計年度は851,189千円の営業損失）となりました。

#### XR事業（VR、AR、MR等）

XR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発を主体的に取り組み、XR事業の早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、当社が配信を行っていた「SWORDS OF GARGANTUA」が売上に寄与いたしました。また、Tokyo XR Startups株式会社等におけるインキュベーションプログラム及び当社グループがジェネラル・パートナーとして参画しているVenture Reality Fundを通じたグローバル投資等を実施し、有力な技術・コンテンツ・人材を有する国内外の有力企業との戦略的な連携を図ってまいりました。

この結果、売上高は44,381千円（前連結会計年度は990千円）、営業損失は402,631千円（前連結会計年度は462,510千円の営業損失）となりました。

### ブロックチェーン事業

ブロックチェーン事業に関しては、引き続き当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、国内外の有力企業への投資を通じ、早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、連結子会社である株式会社エイリムと投資先であるdouble jump.tokyo株式会社が共同開発した「ブレイブ フロンティア ヒーローズ」が売上に寄与いたしました。

合わせて、株式会社gumi Cryptosを通じ、新たなテクノロジーを活用する世界各国のブロックチェーン企業に対し、様々な支援を提供いたしました。

この結果、売上高は64,812千円（前連結会計年度はなし）、営業損失は155,011千円（前連結会計年度は116,988千円の営業損失）となりました。

### (2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は20,006,964千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,141,073千円の減少となりました。流動資産合計は9,624,636千円となり、前連結会計年度末に比べ、4,111,780千円の減少となりました。これは主に現金及び預金の減少によるものであります。固定資産合計は10,382,327千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,970,707千円の増加となりました。これは主に、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及び繰延税金資産の増加によるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は4,837,071千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,717,338千円の減少となりました。流動負債合計は4,278,464千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,928,756千円の減少となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少によるものであります。固定負債合計は558,607千円となり、前連結会計年度末に比べ、788,582千円の減少となりました。これは主に、長期借入金の減少によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は15,169,892千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,576,265千円の増加となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。なお、自己資本比率は71.1%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末9,898,048千円に比べ4,064,612千円減少し、5,833,436千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,657,936千円(前連結会計年度は1,172,620千円の支出)となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益948,783千円、減価償却費443,948千円、投資有価証券評価損399,260千円、消費税の還付251,539千円及び法人税の還付238,977千円であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は3,607,860千円(前連結会計年度は2,255,148千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出2,912,358千円、その他の関係会社有価証券の取得による支出425,664千円及び投資有価証券の取得による支出351,011千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は3,037,309千円(前連結会計年度は403,215千円の収入)となりました。支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出3,247,368千円であります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルオンラインゲーム事業		
日本語版	15,188,650	107.5
海外言語版	4,529,852	63.5
XR事業	44,381	4,483.0
ブロックチェーン事業	64,812	-
合計	19,827,695	93.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)		当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社スクウェア・エニックス	6,621,201	31.2	7,461,300	37.6
Apple Inc.	7,318,524	34.5	6,054,264	30.5
Google Inc.	5,970,792	28.1	5,062,991	25.5

3. Apple Inc.及びGoogle Inc.は決済代行事業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

経営者の視点による財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。

当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載をしておりますが、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

投資有価証券の評価

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、または超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、評価額に影響を受ける可能性があります。

これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による投資有価証券の見積もりへの影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「当連結会計年度の経営成績等」及び「セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況」に関する認識及び分析・検討内容

「経営成績等の状況の概要 (1)経営成績の状況」及び「経営成績等の状況の概要 (2)財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ4,064,612千円減少し、5,833,436千円となりました。

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、モバイルオンラインゲーム事業及びXR事業（VR、AR、MR等）、ブロックチェーン事業等における人件費、外注費及び広告宣伝費のほか、XR事業、ブロックチェーン事業等の新規事業領域における国内外の有力企業への投資資金があります。

当社グループでは、主として内部資金及び借入により調達した資金を運転資金に充当する方針であり、必要に応じて追加の資金調達を実施いたします。

なお、キャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

中長期的な会社の経営戦略

モバイルオンラインゲーム事業に関しては、引き続き、国内市場のみならず海外市場への積極的な展開を図ってまいります。具体的には、モバイルオンラインゲームのグローバルな配信体制の構築により、主に自社開発の良質なゲームコンテンツを世界各国に配信するとともに、プラットフォームやマーケティングパートナーとの連携、世界各国のゲーム開発会社との提携及び有名IPの活用等を積極的に推し進めていく方針であります。

XR事業（VR、AR、MR等）に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内・海外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発に主体的に取り組み、XRサービスの収益化を目指してまいります。

ブロックチェーン事業については、株式会社gumi Cryptosを通じ、出資を通じた有力企業との戦略的連携を図るとともに、コンテンツの開発にも取り組み、将来における収益基盤を構築してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

スマートフォン/タブレット端末向けアプリプラットフォームとの規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎の自動更新）
Google Inc.	マーケットデベロッパー販売/配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2020年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所及び開発ス タジオ	140,699	16,701	3,846,459	4,033,961	307 (9)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は478,399千円であります。  
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、主としてソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及び商標権であります。  
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均雇用人員であります。  
 6. 本社以外の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

国内子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

在外子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,878,000
計	98,878,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,169,400	31,169,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	31,169,400	31,169,400	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権(2013年4月30日 臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名 子会社従業員 1名	同左
新株予約権の数(個)	345	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1, 5	172,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2, 5	1株当たり600	同左
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2013年8月28日 至 2023年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要するものとす る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。

なお、2013年4月30日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。
6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2015年8月27日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2015年8月28日以降は段階的に行使することができるものとする。

第11回新株予約権（2013年11月20日 臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名	同左
新株予約権の数(個)	119	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1, 5	59,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2, 5	1株当たり714	同左
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2014年2月21日 至 2023年11月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 714 資本組入額 357	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。  
なお、2013年11月20日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式上場」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。
6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年2月20日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年2月21日以降は段階的に行使することができるものとする。

第13回新株予約権（2014年5月27日 臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 子会社取締役 5名 当社従業員 9名 子会社従業員 10名	同左
新株予約権の数(個)	360	335
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	180,000	167,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1株当たり1,362	同左
新株予約権の行使期間 (注)5	自 2014年9月7日 至 2024年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,362 資本組入額 681	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。

なお、2014年5月27日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式上場」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。
6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年9月6日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年9月7日以降は段階的に行使することができるものとする。

第16回新株予約権（2017年7月26日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	同左
新株予約権の数(個)	671	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	67,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



第17回新株予約権（2017年7月26日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名	同左
新株予約権の数(個)	153	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	15,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年8月13日 至 2022年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要するものとす る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3	同左

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件  
新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権（2018年3月9日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 子会社取締役 1名 当社従業員 29名	同左
新株予約権の数(個)	9,100	8,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	910,000	880,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1株当たり970	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2023年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 972 資本組入額 486	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要するものとす る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、2020年 4 月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるモバイルオンラインゲーム事業のセグメント営業利益が 50 億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権（2018年7月27日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	同左
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	100,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 657 資本組入額 328.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第21回新株予約権（2018年7月27日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （2020年4月30日）	提出日の前月末現在 （2020年6月30日）
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2名 当社従業員 29名	同左
新株予約権の数（個）	1,100	1,040
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1	110,000	104,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 657 資本組入額 328.5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要するものとす る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	（注）3	同左

（注）1．本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。  
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。  
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、  
 新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定され  
 る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。  
 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新  
 株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の内容に準じて決定する。  
 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
 その他新株予約権の行使の条件  
 新株予約権の内容に準じて決定する。  
 新株予約権の取得事由及び条件  
 新株予約権の内容に準じて決定する。  
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第19回新株予約権（2018年3月9日 取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年4月30日)	提出日の前月末現在 (2020年6月30日)
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 7名	同左
新株予約権の数(個)	995	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	99,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1株当たり970	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年3月26日 至 2023年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 973 資本組入額 486.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 上記に抵触しない場合、新株予約権者は割当日から2019年3月25日まで、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。



4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年5月1日～ 2016年4月30日 (注)1	782,000	29,796,500	108,350	8,948,894	108,350	8,938,894
2016年8月30日 (注)2	782,000	29,796,500	-	8,948,894	8,938,894	-
2016年9月1日～ 2017年4月30日 (注)3	255,500	30,052,000	47,555	8,996,449	47,555	47,555
2017年5月1日～ 2018年4月30日 (注)4	239,000	30,291,000	79,623	9,076,072	79,623	127,178
2018年10月23日 (注)5	790,000	31,081,000	257,145	9,333,217	257,145	384,323
2018年12月7日 (注)6	15,000	31,096,000	4,500	9,337,717	4,500	388,823
2019年5月1日～ 2020年4月30日 (注)7	73,400	31,169,400	40,124	9,377,841	40,124	428,947

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。  
2. 資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。  
3. 新株予約権の行使による増加であります。  
4. 新株予約権の行使による増加であります。  
5. 有償第三者割当 発行価格651円 資本組入額 325.5円  
割当先 個人3名  
6. 新株予約権の行使による増加であります。  
7. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	35	134	61	47	12,844	13,139	-
所有株式数(単元)	-	34,020	27,999	21,703	59,507	449	167,979	311,657	3,700
所有株式数の割合(%)	-	10.92	8.98	6.96	19.09	0.14	53.90	100.00	-

- (注) 1. 自己株式980,000株は、「個人その他」に9,800単元含まれております。  
2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
國光 宏尚	東京都港区	3,314,500	10.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,137,700	7.08
NEXTBIGHTHING株式会社	東京都港区元麻布一丁目3番1号	1,400,000	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,295,900	4.29
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,236,700	4.10
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	862,408	2.86
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	849,700	2.81
WIL FUND I, L.P. (常任代理人 大和証券株式会社)	CRICKET SQUARE, HUTCHINS DRIVE P. O. BOX 2681 GRAND CAYMAN KY 1-1111 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内一丁目9番1 号)	607,600	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	510,100	1.69
川本 寛之	東京都中央区	433,700	1.44
計	-	12,648,308	41.90

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,295,900株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 510,100株

3. 2020年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Beillie Gifford & Co)及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)が2020年1月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2020年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数	株券等 保有割合
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Beillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エンジバラ EH1 3AN スコットランド	株式 3,252,100 株	10.45%
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エンジバラ EH1 3AN スコットランド	株式 67,400株	0.22%

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 980,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,185,700	301,857	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,700	-	-
発行済株式総数	31,169,400	-	-
総株主の議決権	-	301,857	-

【自己株式等】

2020年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社gumi	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号	980,000	-	980,000	3.14
計	-	980,000	-	980,000	3.14

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	39	37,323

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	980,000	-	980,039	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度においては、上記の基本方針に鑑み、当社普通株式1株につき、普通配当5円とすることとしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)
2020年7月28日 定時株主総会決議	150,947	5.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は常に最良なコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

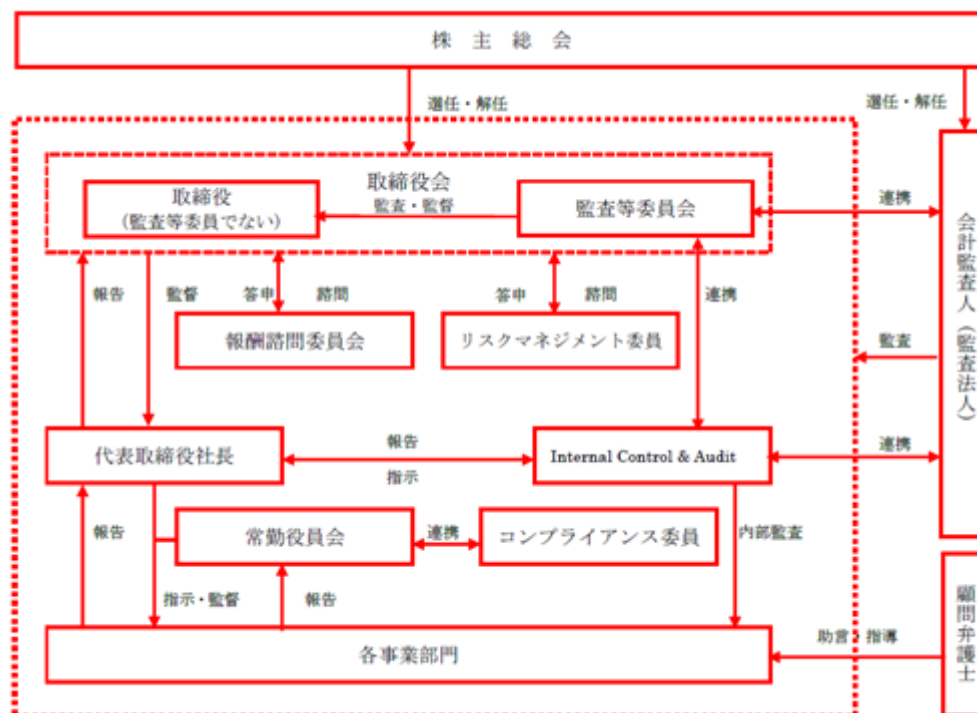
1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実行化する。
5. 株主との間で持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備し、その対応に努める。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2020年7月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は全員社外取締役であり、公認会計士及び弁護士を含む4名であります。各監査等委員が豊富な実務経験と専門知識を有しております。

当社は、監査等委員会設置会社として、経営と監督の分離を図り、経営陣の迅速・果敢な意思決定を支援する一方、取締役会の監督を強化する環境を整備しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

会社の機関・内部統制（図表）



#### 1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である者を除く。）2名、監査等委員である取締役4名の計7名で構成し、原則、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

## 2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。監査等委員会は原則、毎月1回開催し、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査等委員会を開催してまいります。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により一般的な監査を実施いたします。

## 3. 常勤役員会

当社では、常勤の取締役が出席する常勤役員会を原則として毎週1回開催しております。常勤役員会では、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議することにより、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能としております。

## 4. 報酬諮問委員会

当社の報酬諮問委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。取締役の報酬決定のプロセスに係る客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としており、取締役の報酬体系および個別配分に関する原案等について取締役会の諮問に対する答申を行ってまいります。

## 5. コンプライアンス委員会

当社は、全役職員が法令、社会規範、市場ルール、定款、規則等を遵守することにより経営の健全性を確保することを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりであります。

- (1)コンプライアンス体制の整備と強化
- (2)コンプライアンス研修の実施
- (3)コンプライアンス違反の調査
- (4)コンプライアンス違反に対する対応とその再発防止策の策定

## 6. リスクマネジメント委員会

当社は当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

企業統治に係る会議体の当事業年度における構成メンバー

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常勤役員会	報酬諮問委員会	コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
取締役会長	國光 宏尚						
代表取締役社長	川本 寛之						
取締役	本吉 誠						
取締役 (監査等委員)	梅田 裕一						
取締役 (監査等委員)	高橋 信太郎						
取締役 (監査等委員)	長南 伸明						
取締役 (監査等委員)	清水 健次						

議長・委員長、メンバー

## 企業統治に関するその他の事項

### 1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、将来にわたって永続的に事業を継続するためには、企業規模や事業の特性、経営上のリスクの状況に応じた内部統制の充実が必要だと考えています。そのため、当社の意思決定の透明性や、公正性の確保を担保するため、内部統制システム構築に関する基本方針及び各種規程を制定し、適正かつ効率的な内部統制の体制の構築に努めております。

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備にかかる内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

#### ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- b. 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- c. 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- d. 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- e. 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

#### ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

#### ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

#### ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速かつ効率的な意思決定を実行する。
- b. 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- c. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- d. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

#### ）当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- b. 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- c. 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
- d. 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
- e. 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。



- f. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - b. 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けない。
- ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席  
監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b. 取締役の報告義務
    - (1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。
    - (2) 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
      - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
      - ・業績及び業績見通しの内容
      - ・内部監査の内容及び結果
      - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
      - ・行政処分の内容
      - ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項
  - c. 使用人による報告  
使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。
    - (1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
    - (2) 重大な法令又は定款違反事実
  - d. 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止  
前2項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。
- ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携  
代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
  - b. 外部専門家の起用  
監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
  - c. 監査等委員の必要経費  
監査等委員の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

## 2. リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理のために「リスク管理規程」を制定する他、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれらの運用状況のモニタリングを行っております。

## 3. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、業務執行を行わない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

4. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

5. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする旨を定款で定めております。監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

6. 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

8. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

9. 中間配当

当社は、株主の皆様への利益配分を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	國光 宏尚	1974年1月28日生	2004年5月 株式会社アットムービー入社 同社取締役 2007年6月 当社設立 代表取締役社長 2012年4月 gumi Asia Pte. Ltd. Director (現任) 2012年6月 株式会社gumi ventures 取締役 (現任) 2015年3月 台湾谷米數位科技有限公司 董事 (現任) 2015年8月 Primus, Inc. (現gumi Primus, Inc.) 代表理事 (現任) 2015年12月 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役 (現任) 2016年9月 Seoul XR Startups, Inc. 非常務理事 (現任) 2017年4月 Nordic XR Statrups Oy CEO (現任) 2017年6月 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 (現任) 2018年7月 当社代表取締役会長 2018年12月 double jump. tokyo株式会社 社外取締役 (現任) 2019年5月 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 (現任) 2020年3月 当社取締役会長 (現任) 2020年10月 株式会社gumi X studio 代表取締役社長 (現任)	(注) 1	3,314,500
代表取締役 社長	川本 寛之	1979年3月23日生	2002年4月 日本政策投資銀行 (現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2008年4月 新規事業投資株式会社 (現DBJキャピタル株式会社) 出向 2011年8月 当社入社 執行役員経営企画部長 2011年11月 当社取締役 2012年6月 gumi America, Inc. President (現任) 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 (現任) 2013年12月 株式会社エイリム 取締役 (現任) 2015年3月 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 (現任) 2015年5月 gumi Asia Pte. Ltd. Director (現任) 2015年8月 Primus, Inc. (現gumi Primus, Inc.) 非常務理事 (現任) 2016年3月 当社代表取締役副社長 2016年6月 Tokyo XR Startups株式会社 取締役 (現任) 2017年6月 現株式会社gumi X Reality 取締役 (現任) 2018年4月 株式会社グラムス 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社FgG 代表取締役社長 (現任) 2018年7月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年5月 株式会社gumi Cryptos 取締役 (現任)	(注) 1	433,700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	本吉 誠	1983年1月21日生	2007年4月 株式会社新生銀行入行 2012年7月 当社出向 2014年2月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年6月 Tokyo XR Startups株式会社 監査役(現任) 2016年7月 当社取締役(現任) 2017年6月 株式会社gumi X Reality 監査役(現任) 2017年7月 Primus, Inc. (現gumi Primus, Inc.) 非常務理事(現任) 2018年1月 株式会社gumi ventures 取締役(現任) 2018年4月 株式会社グラムス 監査役(現任) 2018年7月 株式会社エイリム 取締役(現任) 2018年12月 double jump.tokyo株式会社 社外監査役(現任) 2019年5月 株式会社gumi Cryptos 監査役(現任)	(注)1	216,500
取締役 (監査等委員)	梅田 裕一	1952年4月27日生	1975年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1993年8月 さくら投資顧問株式会社(現三井住友DSアセットマネジメント株式会社) 営業部長 2000年10月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 浜松町支店長 2002年5月 株式会社ソシエ・ワールド入社 経営企画室長 2006年4月 FXプライム株式会社(現株式会社プライムbyGMO) 経営管理本部長 補佐兼法務コンプライアンス部長 2011年10月 当社監査役 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	4,800
取締役 (監査等委員)	高橋 信太郎	1965年1月8日生	1989年4月 株式会社リクルート入社 2001年10月 株式会社まぐクリック(現GMOアドパートナーズ株式会社)入社 2006年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 代表取締役社長 2008年3月 GMOインターネット株式会社 取締役 2013年3月 GMOインターネット株式会社 常務取締役 グループメディア部門統括 2015年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役会長 2016年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役営業本部長 2016年7月 当社社外取締役 2017年10月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー兼営業本部長 2020年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー 2020年6月 Indeed Japan株式会社 取締役(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	長南 伸明	1973年9月9日生	1996年4月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2015年9月 株式会社スタジオアタオ 取締役(現任) 2017年7月 当社社外取締役 2017年8月 UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 SFPホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	清水 健次	1968年5月24日生	1995年11月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2002年10月 小沢・秋山法律事務所 入所 2013年8月 株式会社Gunosy 社外監査役(現任) 2015年1月 武市法律事務所 入所 2016年3月 清水法律事務所設立(現任) 2016年3月 日本テクノ株式会社 社外監査役(現任) 2016年7月 株式会社長越 代表取締役(現任) 2019年10月 株式会社アクシーシア 社外監査役(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
計					3,969,500

- (注) 1. 2020年7月28日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 2020年7月28日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長：梅田裕一 委員：高橋信太郎、長南伸明、清水健次  
なお、当社は常勤の監査等委員は設置しておりません。
4. 取締役梅田裕一、高橋信太郎、長南伸明及び、清水健次は社外取締役であります。
5. 2020年7月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

#### 社外役員の状況

- 提出日現在、監査等委員である取締役の4名は、会社法における社外取締役であります。  
当社では、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、社外取締役には、客観的かつ中立性のある助言と取締役の職務執行の監視を期待しております。また、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、役員規程で定める独立役員に関する事項を満たす一般株主との間に利害が対立するおそれのない社外取締役を選任することにより、経営の独立性を確保していると認識しております。  
なお、社外取締役の梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の4名は株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 取締役梅田裕一氏は、金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、企業の健全性の確保、透明性の高い、公正な経営監視体制の確立を期待し社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社株式を保有しており、その保有株式数は、「役員一覧」の所有株式数の欄に記載しております。
- 取締役高橋信太郎氏は、GMOアドパートナーズ株式会社及びIndeed Japan株式会社で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。  
なお、同氏はIndeed Japan株式会社の取締役であり、同社との間には、人材採用メディアに係る取引がありますが、その年間取引額は当社及び同社の連結売上高1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
- 取締役長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。  
なお、同氏は株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役(監査等委員)及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。
- 取締役清水健次氏は、弁護士並びに公認会計士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき、適切な監査をしていただけることを期待し社外監査役に選任しております。  
なお、同氏は株式会社Gunosyの社外監査役、日本テクノ株式会社の社外監査役及び株式会社アクシーシアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、日本テクノ株式会社及び株式会社アクシーシアの間には特別の関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会、監査等委員会、取締役等との意見交換を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

### (3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

#### a. 監査等委員会の構成

当社は、2020年7月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は全員社外取締役であり、公認会計士及び弁護士を含む4名であります。各監査等委員が豊富な実務経験と専門知識を有しております。

当社における監査等委員会監査の状況につきましては、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 2.監査等委員会」に記載のとおりであります。

#### b. 監査役および監査役会の活動状況

1. 当社の監査役会は、3名の社外監査役から構成されております。なお、監査役の池川穰治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役会における主な検討事項は、事業報告及び計算書類等の妥当性、取締役及び使用人の職務執行状況、会計監査人の適格性及び監査活動の適切性・妥当性の検討・審議となります。また、常勤監査役の主な活動は以下のとおりであります。
  - (1) 重要な会議への出席
  - (2) 取締役より職務執行状況の聴取
  - (3) 重要な決裁書類の閲覧
  - (4) 主要な事業所の業務の調査、子会社から営業の報告を求める
  - (5) 監査法人より監査報告を求める
  - (6) 計算書類等の検討
  - (7) 株主総会における監査報告、質問に対する回答
  - (8) 決算取締役会における監査報告並びに監査役会同意事項等の報告監査役会議長
  - (9) 取締役会における監査役会としての形成意見の表明
3. 常勤監査役は、取締役会、常勤役員会及びリスクマネジメント委員会等の社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行を十分に監督できる体制となっており、法令、定款に違反する事実の発生防止に努めております。また、年度監査計画に基づいて常勤監査役が中心となり監査を実施し、発見された事項については監査役会において協議されております。
4. 監査役は、Internal Control & Audit及び会計監査人と連携して意見交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っております。また、監査役は、会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、監査機能の有効性と効率性を高めるための取組を行っております。
5. 当事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
梅田 裕一	12	12
池川 穰治	12	12
鈴木 学	12	12

## 内部監査の状況

当社の内部監査は、Internal Control & Auditに専任担当者を2名配置しております。

Internal Control & Auditは、代表取締役承認を得た年間の内部監査計画に基づき、当社グループの経営目標達成に資することを目的として、合法性と合理性の観点から当社及びグループ各社に対して監査活動を実施しております。また、監査結果等については、代表取締役に報告する体制を整えております。

1. Internal Control & Auditは、外部会計監査人との事前協議を実施の上監査スケジュールを策定し、外部会計監査人の十分な監査時間を確保しています。
2. Internal Control & Auditは、外部会計監査人からの要請に応じて外部会計監査人と経営陣幹部との面談等の時間を設けています。
3. Internal Control & Auditは、会計監査や四半期レビューの報告及び監査等委員会を通じた情報共有等により外部会計監査人と監査等委員会及び社外取締役との連携を確保しています。また、監査等委員会は、Internal Control & AuditやFinancial Managementから必要な情報や業務執行状況の報告を通じて、外部会計監査人が必要とする情報についてのフィードバックを受けています。
4. Internal Control & Auditは、監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や業務執行状況に関する問題点について、代表取締役、取締役及び監査等委員会に適宜報告を行っています。
5. 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により各管掌取締役が中心となり調査・是正を行い、その結果を報告する体制としています。また監査等委員会は選任監査等委員を選任し、Internal Control & Auditやその他関連部門と連携し、調査を行うとともに必要な是正を求めることとしています。
6. 監査等委員会は、会計監査人の会計監査の立会、会計監査人からの定期的な会計監査計画の説明及び会計監査結果の説明を受ける等の連携を図っております。

## 会計監査人の状況

### a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### b. 継続監査期間

2013年4月期以降

### c. 業務を執行した公認会計士

矢部 直哉

田中 計士

### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他14名であります。

### e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しております。

監査法人の選定にあたっては、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談、質問等を通じて当該評価基準に則り選定する方針としております。EY新日本有限責任監査法人においては、会計監査人の能力、組織および体制、監査の遂行状況およびその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として選任することが適切であると判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査等委員会は、当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、または当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しており、当該評価基準に則り、会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性などを勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて適否の判断を行ってまいります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	30,000	-
連結子会社	900	-	900	-
計	30,900	-	30,900	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	4,800	-	-
連結子会社	3,395	-	2,766	-
計	3,395	4,800	2,766	-

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、税務申告に関するアドバイザリー業務等であり、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているEY税理士法人に対して支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社グループの事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえ監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定します。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等に関し日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。



## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針に係る事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2020年7月28日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。

## (監査等委員会設置会社移行後)

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬を決定しております。取締役（監査等委員でない取締役）の個別の報酬額については、取締役会の決議により代表取締役に一任し、当社で定める報酬テーブルを基に、報酬水準や報酬体系及びその割合等を勘案し且つ、取締役会の諮問機関である「報酬諮問委員会」の客観的な意見を踏まえて決定します。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議にて決定します。

なお、報酬諮問委員会は、報酬等の決定に関する基本方針を踏まえて取締役の報酬体系および個別配分について検討の上、答申しております。当事業年度における取締役の報酬等の決定過程における取締役会及び報酬諮問委員会の活動内容は、以下のとおりであります。

活動日	名称	活動内容
2020年7月28日	報酬諮問委員会	取締役の個人別報酬額についての審議
2020年7月28日	取締役会	取締役の個人別報酬額についての決議

## 1. 報酬等の決定に関する基本方針

当社の「報酬等の決定に関する基本方針」は取締役会で決定します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬は代表取締役に一任し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員の協議により決定します。「報酬等の決定に関する基本方針」は以下のとおりであります。

- ）報酬体系は、固定報酬である「基本報酬（金銭報酬）」と長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成する。
- ）取締役（監査等委員である取締役を含む。）の個別の報酬は、職務権限規程並びに役員規程に定める各取締役の職位、職務及び職責に応じた当社で定める報酬テーブルで定めた範囲内で決定する。
- ）取締役（監査等委員である取締役を含む。）の個別の報酬の決定は、同業他社の水準及び会社業績との運動性を勘案し決定する。
- ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬の決定は、職責及び貢献を勘案し決定する。
- ）基本報酬は、定額で支給する。
- ）「株式報酬型ストックオプション」は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付であることを理解した上で決定する。
- ）社外取締役には、株式報酬型ストックオプションは付与しない。

## 2. 報酬の構成

- ）当社の役員の基本報酬は全額が固定報酬であり、報酬等の決定に関する基本方針に従い金額を決定しております。
- ）当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬（金銭報酬）」と長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成しています。また、当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は以下のとおりであります。なお、提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は取締役（監査等委員を除く。）3名、監査等委員である取締役4名であります。
  - ・2020年7月28日：取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬として年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）
  - ・2020年7月28日：取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして年額100百万円の範囲で新株予約権を割り当てる
  - ・2020年7月28日：監査等委員である取締役に対する金銭報酬として年額50百万円以内
- ）当社の株式報酬型ストックオプションは、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としております。
- ）監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとなります。

(監査等委員会設置会社移行前)

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で取締役それぞれの報酬を決定しております。取締役の個別の報酬額については、取締役会の決議により代表取締役に一任し、報酬水準や報酬体系及びその割合等を勘案し且つ、取締役会の諮問機関である「社外役員協議会」の客観的な意見を踏まえて決定します。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬の範囲内で、監査役会にて決定します。

1. 報酬等の決定に関する基本方針

報酬の決定に関する基本方針は定めていません。

2. 報酬の構成

- ）月額報酬は定額とします。
- ）当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬（金銭報酬）」と長期インセンティブとしての「株式報酬型ストックオプション」から構成しています。
- ）当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は以下のとおりであります。
  - ・2014年7月31日：取締役に対する金銭報酬として年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）
  - ・2017年7月26日：取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして年額100百万円の範囲で新株予約権を割り当てる

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	141,357	124,957	16,400	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	48,800	48,800	-	-	5

- (注) 1. 報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。  
2. 使用人兼務役員である者は存在しません。  
3. 提出日現在において、業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬は導入していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、投資株式の区分に関わらず当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、投資株式の区分に関わらず当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。なお、当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	64,902	6	342,158
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	-	19,215	(注)1	33,017
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

(注)1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年5月1日から2020年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年5月1日から2020年4月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を的確に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集等を行っております。現在、当社では同機構が主催する各種セミナー等への参加による情報収集に加えて、同機構を含む複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を随時取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保することとしております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,898,048	5,833,436
売掛金	1,843,833	2,968,001
前払費用	607,177	413,827
その他の関係会社有価証券	1,432,380	-
未収入金	197,063	217,368
未収還付法人税等	312,695	38,661
その他	445,218	153,341
流動資産合計	13,736,417	9,624,636
固定資産		
有形固定資産		
建物	339,354	338,099
減価償却累計額	153,788	174,482
建物(純額)	185,566	163,616
工具、器具及び備品	318,552	325,200
減価償却累計額	267,432	289,529
工具、器具及び備品(純額)	51,119	35,671
有形固定資産合計	236,685	199,287
無形固定資産		
ソフトウェア	10,919	1,307,111
ソフトウェア仮勘定	1,424,173	2,705,946
その他	170,589	122,659
無形固定資産合計	1,605,682	4,135,718
投資その他の資産		
敷金及び保証金	366,933	360,333
投資有価証券	2,640,306	2,233,623
関係会社株式	1,691,277	1,851,556
その他の関係会社有価証券	1,108,875	1,271,702
繰延税金資産	543,657	1,081,216
その他	246,201	248,889
投資その他の資産合計	5,569,251	6,047,321
固定資産合計	7,411,620	10,382,327
資産合計	21,148,037	20,006,964
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	321,325	552,020
1年内返済予定の長期借入金	4,497,368	2,042,292
未払金	999,459	908,817
未払費用	76,322	35,201
未払法人税等	121,590	221,799
未払消費税等	50,089	232,637
預り金	60,609	30,642
賞与引当金	55,385	67,786
その他	25,071	187,267
流動負債合計	6,207,220	4,278,464
固定負債		
長期借入金	1,208,962	416,670
資産除去債務	138,141	137,158
繰延税金負債	85	4,778
固定負債合計	1,347,189	558,607
負債合計	7,554,410	4,837,071

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,337,717	9,377,841
資本剰余金	3,344,766	3,385,620
利益剰余金	894,674	2,652,130
自己株式	1,058,400	1,058,400
株主資本合計	12,518,758	14,357,192
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,444	22,020
為替換算調整勘定	5,337	162,184
その他の包括利益累計額合計	10,782	140,164
新株予約権	256,556	232,578
非支配株主持分	807,530	720,286
純資産合計	13,593,627	15,169,892
負債純資産合計	21,148,037	20,006,964

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
売上高	21,257,580	19,827,695
売上原価	15,871,134	13,399,354
売上総利益	5,386,445	6,428,340
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 6,817,135	<sup>1</sup> 4,202,938
営業利益又は営業損失( )	1,430,689	2,225,402
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,225	2,766
投資事業組合運用益	266,688	68,319
仮想通貨評価益	-	9,888
補助金収入	10,298	44,022
固定資産売却益	51,913	5,441
還付加算金	-	3,880
その他	22,714	5,743
営業外収益合計	355,841	140,062
営業外費用		
支払利息	37,560	24,557
為替差損	48,275	7,304
仮想通貨評価損	5,460	-
持分法による投資損失	490,419	193,355
その他	4,900	15,609
営業外費用合計	586,616	240,827
経常利益又は経常損失( )	1,661,464	2,124,637
特別利益		
投資有価証券売却益	708,826	65,315
持分変動利益	15,788	579
新株予約権戻入益	-	11,591
特別利益合計	724,615	77,485
特別損失		
減損損失	<sup>2</sup> 431,446	-
投資有価証券評価損	35,593	399,260
関係会社株式評価損	-	194,969
その他の関係会社有価証券評価損	-	467,122
事業構造改革費用	-	<sup>3</sup> 188,250
その他	4,426	3,736
特別損失合計	471,466	1,253,340
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,408,315	948,783
法人税、住民税及び事業税	117,711	20,579
法人税等調整額	241,552	544,216
法人税等合計	359,263	523,636
当期純利益又は当期純損失( )	1,767,579	1,472,420
非支配株主に帰属する当期純損失( )	71,892	285,035
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	1,695,686	1,757,456

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
当期純利益又は当期純損失( )	1,767,579	1,472,420
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,701	16,575
為替換算調整勘定	32,098	155,975
持分法適用会社に対する持分相当額	3,882	11,546
その他の包括利益合計	1 10,514	1 150,947
包括利益	1,778,094	1,321,473
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,707,085	1,606,508
非支配株主に係る包括利益	71,008	285,035



【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,076,072	3,071,685	2,590,361	1,058,400	13,679,719
当期変動額					
新株の発行	261,645	261,645			523,290
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,695,686		1,695,686
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		11,435			11,435
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	261,645	273,080	1,695,686	-	1,160,960
当期末残高	9,337,717	3,344,766	894,674	1,058,400	12,518,758

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	12,256	34,438	22,181	107,691	181,140	13,990,732
当期変動額						
新株の発行						523,290
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						1,695,686
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						11,435
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,701	29,100	11,398	148,864	626,390	763,856
当期変動額合計	17,701	29,100	11,398	148,864	626,390	397,104
当期末残高	5,444	5,337	10,782	256,556	807,530	13,593,627

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,337,717	3,344,766	894,674	1,058,400	12,518,758
当期変動額					
新株の発行	40,124	40,124			80,248
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,757,456		1,757,456
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		730			730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	40,124	40,854	1,757,456	-	1,838,434
当期末残高	9,377,841	3,385,620	2,652,130	1,058,400	14,357,192

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	5,444	5,337	10,782	256,556	807,530	13,593,627
当期変動額						
新株の発行						80,248
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,757,456
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,575	167,522	150,947	23,977	87,244	262,169
当期変動額合計	16,575	167,522	150,947	23,977	87,244	1,576,265
当期末残高	22,020	162,184	140,164	232,578	720,286	15,169,892

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,408,315	948,783
減価償却費	194,837	443,948
減損損失	431,446	-
株式報酬費用	149,399	58,803
のれん償却額	26,523	-
賞与引当金の増減額( は減少)	204,597	14,621
受取利息及び受取配当金	4,225	2,766
支払利息	37,560	24,557
為替差損益( は益)	6,236	20,021
補助金収入	10,298	44,022
持分法による投資損益( は益)	490,419	193,355
持分変動損益( は益)	15,788	579
投資事業組合運用損益( は益)	266,688	68,319
仮想通貨評価損益( は益)	5,460	9,888
関係会社株式評価損	-	194,969
投資有価証券売却損益( は益)	706,208	65,315
その他の関係会社有価証券評価損	-	467,122
投資有価証券評価損益( は益)	35,593	399,260
事業構造改革費用	-	188,250
固定資産売却損益( は益)	51,913	5,441
売上債権の増減額( は増加)	876,051	1,140,672
仕入債務の増減額( は減少)	29,793	231,875
未払金の増減額( は減少)	53,679	84,358
未払消費税等の増減額( は減少)	5,880	182,935
未収入金の増減額( は増加)	20,329	20,948
前払費用の増減額( は増加)	72,126	187,834
未収消費税等の増減額( は増加)	134,135	251,539
その他	229,657	232,233
小計	489,033	2,557,757
利息及び配当金の受取額	4,225	2,766
利息の支払額	36,294	20,603
事業構造改善費用の支払額	-	183,831
補助金の受取額	10,298	62,870
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	661,816	238,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,172,620	2,657,936
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の売却による収入	3,333	5,491
有形固定資産の取得による支出	78,932	28,233
無形固定資産の取得による支出	1,207,532	2,912,358
有価証券の取得による支出	299,456	-
投資有価証券の売却による収入	978,166	128,681
投資有価証券の償還による収入	3,254	3,254
投資有価証券の取得による支出	1,169,927	351,011
関係会社株式の取得による支出	465,075	173,970
その他の関係会社有価証券の取得による支出	332,476	425,664
関係会社株式の売却による収入	-	15,496
投資事業組合からの報酬による収入	301,662	122,619
敷金及び保証金の支払による支出	23,895	106
敷金及び保証金の返還による収入	35,729	7,941
その他	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,255,148	3,607,860

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	50,000	-
長期借入れによる収入	4,000,000	-
長期借入金の返済による支出	4,817,602	3,247,368
株式の発行による収入	523,290	9,058
非支配株主からの払込みによる収入	747,527	201,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>403,215</b>	<b>3,037,309</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	32,497	77,379
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>3,057,050</b>	<b>4,064,612</b>
現金及び現金同等物の期首残高	13,017,347	9,898,048
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	62,248	-
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>19,898,048</b>	<b>15,833,436</b>

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社エイリム

株式会社FgG

株式会社グラムス

gumi Asia Pte. Ltd.

台湾谷米數位科技有限公司

gumi Primus, Inc.

株式会社gumi ventures

株式会社gumi X Reality

Tokyo XR Startups株式会社

株式会社gumi X studio

gumi America, Inc.

株式会社gumi Cryptos

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社gumi Cryptos及び株式会社gumi X studioを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

( 連結の範囲から除いた理由 )

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 6社

主要な持分法適用会社の名称

VR Fund,L.P.、合同会社gumi Cryptos Capital

当連結会計年度より、株式会社よむネコは全株式の譲渡により持分法適用の範囲から除外しております。

なお、株式会社Candeeの決算日は12月31日であります。当該会社の同決算日現在の財務諸表を使用しております。また、Seoul XR Startups, Inc.他3社の決算日は12月31日であります。連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社等の名称

gumi Investment Limited、株式会社VARK(旧社名:株式会社ActEvoIve)、株式会社ゆにクリエイト、株式会社mikai

( 持分法を適用しない理由 )

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures 3号投資事業有限責任組合他2社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ハ 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

###### 仮想通貨

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 重要な繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

##### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
  - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未収入金の増減額(は増加)」、「前払費用の増減額(は増加)」及び「未収消費税等の増減額(は増加)」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました3,067千円は、「未収入金の増減額(は増加)」20,329千円、「前払費用の増減額(は増加)」72,126千円、「未収消費税等の増減額(は増加)」134,135千円、「その他」229,657千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。



(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
関係会社株式	691,277千円	851,556千円
その他の関係会社有価証券	1,513,255 "	1,271,702 "

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
広告宣伝費	3,802,758千円	1,788,029千円
給料手当	793,356 "	629,541 "
賞与引当金繰入額	13,830 "	36,825 "

2 減損損失

当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

場所	用途	種類	減損損失額(千円)
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	414,719
フランス、パリ市	事業用資産	工具、器具及び備品	7,062
		ソフトウェア	1,063
		敷金及び保証金	8,600

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位としてグルーピングを行っております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮し減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため回収可能額を零としております。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

3 事業構造改革費用

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

事業構造改革費用の内訳は、主に連結子会社であるgumi Europe SASの事業撤退に伴う特別退職金であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	196,419千円	29,509千円
組替調整額	176,222 "	- "
税効果調整前	20,196千円	29,509千円
税効果額	2,495 "	12,934 "
その他有価証券評価差額金	17,701千円	16,575千円
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期発生額	35,201千円	155,975千円
組替調整額	3,102 "	- "
税効果調整前	32,098千円	155,975千円
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	32,098千円	155,975千円
<b>持分法適用会社に対する持分相当額</b>		
当期発生額	3,882千円	11,546千円
持分法適用会社に対する持分相当額	3,882千円	11,546千円
その他包括利益合計	10,514千円	150,947千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	30,291,000	805,000	-	31,096,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2018年10月23日 第三者割当増資による増加 790,000株

2018年12月7日 新株予約権の権利行使による増加 15,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	980,000	-	-	980,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権	普通株式	995,000	-	65,000	930,000	4,650
	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	81,794
	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	84,169
	第18回新株予約権	普通株式	1,205,000	-	90,000	1,115,000	2,200
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	-	99,500	298
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	49,199
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	34,243
合計	-	2,299,500	-	155,000	2,144,500	256,556	

(注) 1. 第15回及び第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消却によるものであります。

2. 第15回、第17回、第18回、第20回及び第21回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	31,096,000	73,400	-	31,169,400

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 73,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	980,000	-	-	980,000

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権	普通株式	930,000	-	930,000	-	-
	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	81,794
	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	18,650
	第18回新株予約権	普通株式	1,115,000	-	205,000	910,000	1,820
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	-	99,500	298
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	65,600
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	60,614
合計	-	-	2,144,500	-	1,135,000	1,009,500	232,578

(注) 1. 第15回及び第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2. 第18回及び第21回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 7月28日 定時株主総会	普通株式	150,947	利益剰余金	5	2020年 4月30日	2020年 7月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
現金及び預金	9,898,048千円	5,833,436千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	9,898,048千円	5,833,436千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（2019年4月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,898,048	9,898,048	-
(2)売掛金	1,843,833	1,843,833	-
(3)投資有価証券	3,254	3,254	-
資産計	11,745,137	11,745,137	-
(1)未払金	999,459	999,459	-
(2)長期借入金 (1年内返済予定分も含む)	5,706,330	5,706,330	-
負債計	6,705,789	6,705,789	-

当連結会計年度（2020年4月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,833,436	5,833,436	-
(2)売掛金	2,968,001	2,968,001	-
資産計	8,801,437	8,801,437	-
(1)未払金	908,817	908,817	-
(2)長期借入金 (1年内返済予定分も含む)	2,458,962	2,458,962	-
負債計	3,367,779	3,367,779	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負債

(1)未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
非上場株式等	4,841,585	4,356,882

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,896,203	-	-	-
売掛金	1,843,833	-	-	-
合計	11,740,036	-	-	-

当連結会計年度(2020年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,831,306	-	-	-
売掛金	2,968,001	-	-	-
合計	8,799,308	-	-	-

(注) 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,497,368	1,042,292	166,670	-	-	-
合計	4,497,368	1,042,292	166,670	-	-	-

当連結会計年度(2020年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,042,292	416,670	-	-	-	-
合計	2,042,292	416,670	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年4月30日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	3,254	3,206	48
	その他	-	-	-
	小計	3,254	3,206	48
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,254	3,206	48

(注) 1. 非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、2,637,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当連結会計年度(2020年4月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、2,233,623千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	978,166	708,826	2,617
合計	978,166	708,826	2,617

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	121,953	65,315	2,619
債券	0	-	-
合計	121,953	65,315	2,619

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

その他有価証券の株式について35,593千円減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

有価証券について1,061,352千円(その他有価証券399,260千円、関係会社株式194,969千円、その他の関係会社有価証券467,122千円)減損処理を行っております。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日)
売上原価	58,368	28,978
販売費及び一般管理費	91,031	29,825

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日)
新株予約権戻入益	-	11,591

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2013年 4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年 5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名 子会社従業員 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 子会社取締役 5名 当社従業員 9名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 427,500株 (注) 1	普通株式 245,000株 (注) 1	普通株式 562,500株 (注) 1
付与日	2013年 8月27日	2014年 2月20日	2014年 9月 6日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2013年 8月28日 至 2023年 4月30日 (注) 2	自 2014年 2月21日 至 2023年11月20日 (注) 3	自 2014年 9月 7日 至 2024年 5月27日 (注) 4

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社従業員 27名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 67,100株	普通株式 89,800株	普通株式 100,000株
付与日	2017年8月14日	2017年8月14日	2018年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社又は当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日10日（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2017年8月14日 至 2018年7月31日	自 2017年8月14日 至 2019年8月12日	自 2018年8月14日 至 2019年7月31日
権利行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日	自 2019年8月13日 至 2022年8月9日	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日

決議年月日	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 161,000株
付与日	2018年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2018年8月14日 至 2020年8月12日
権利行使期間	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

2. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2015年8月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2015年8月28日以降に付与された権利の内の3分の2、2016年8月28日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
3. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年2月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年2月21日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年2月21日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
4. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年9月7日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年9月7日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年9月7日以降に残り3分の1を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末 (株)	-	-	-	-
付与 (株)	-	-	-	-
失効 (株)	-	-	-	-
権利確定 (株)	-	-	-	-
未確定残 (株)	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末 (株)	187,500	59,500	187,500	67,100
権利確定 (株)	-	-	-	-
権利行使 (株)	15,000	-	-	-
失効 (株)	-	-	7,500	-
未行使残 (株)	172,500	59,500	180,000	67,100

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末 (株)	82,200	100,000	148,000
付与 (株)	-	-	-
失効 (株)	-	-	38,000
権利確定 (株)	82,200	100,000	-
未確定残 (株)	-	-	110,000
権利確定後			
前連結会計年度末 (株)	-	-	-
権利確定 (株)	82,200	100,000	-
権利行使 (株)	58,400	-	-
失効 (株)	8,500	-	-
未行使残 (株)	15,300	100,000	-

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 臨時株主総会 第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	714	1,362	1
行使時平均株価 (円)	735	-	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	1,219

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	631	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,219	656	656

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額  
13,972千円

6. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
2,023千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

決議年月日	2017年6月21日 取締役会 第15回新株予約権	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 25名	当社取締役 2名 子会社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 995,000株	普通株式 1,205,000株
付与日	2017年7月6日	2018年3月26日
権利確定条件	<p>本新株予約権者は、2018年4月期又は2019年4月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるモバイルオンラインゲーム事業のセグメント営業利益が50億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>本新株予約権者は、2020年4月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるモバイルオンラインゲーム事業のセグメント営業利益が50億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使は行うことができない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年8月1日 至 2022年7月5日	自 2020年8月1日 至 2023年3月25日

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2017年6月21日 取締役会 第15回新株予約権	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末 (株)	930,000	1,115,000
付与 (株)	-	-
失効 (株)	930,000	205,000
権利確定 (株)	-	-
未確定残 (株)	-	910,000
権利確定後	-	-
前連結会計年度末 (株)	-	-
権利確定 (株)	-	-
権利行使 (株)	-	-
失効 (株)	-	-
未行使残 (株)	-	-

単価情報

決議年月日	2017年6月21日 取締役会 第15回新株予約権	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,252	970
行使時平均株価 (円)	-	-

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	12,513千円	34,689千円
未払金	11,002 "	186,195 "
前払費用	117,887 "	- "
賞与引当金	32,931 "	24,619 "
減価償却超過額	1,266,280 "	844,079 "
投資有価証券評価損	82,979 "	192,483 "
株式報酬費用	76,204 "	69,413 "
税務上の繰越欠損金(注)2	880,480 "	924,196 "
資産除去債務	35,314 "	35,564 "
その他	8,270 "	32,813 "
繰延税金資産小計	2,523,866千円	2,344,055千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	807,864千円	415,748千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,054,495 "	725,124 "
評価性引当額小計(注)1	1,862,360千円	1,140,872千円
繰延税金資産合計	661,505千円	1,203,183千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	21,204千円	19,148千円
投資事業組合運用益	53,493 "	51,111 "
海外子会社の留保利益	29,303 "	30,674 "
その他	13,933 "	25,811 "
繰延税金負債合計	117,934千円	126,745千円
繰延税金資産の純額	543,571千円	1,076,437千円

(注)1. 評価性引当額が721,488千円減少しております。この減少の主な内容は、親会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が550,180千円減少したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	880,480	880,480
評価性引当額	-	-	-	-	-	807,864	807,864
繰延税金資産	-	-	-	-	-	72,616	72,616

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (2)	-	-	-	-	-	924,196	924,196
評価性引当額	-	-	-	-	-	415,748	415,748
繰延税金資産	-	-	-	-	-	508,448	(3)508,448

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(3) 税務上の繰越欠損金924,196千円について、繰延税金資産508,448千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	- %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	3.5 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- "	1.4 "
住民税均等割	- "	1.2 "
連結子会社の税率差	- "	6.8 "
評価性引当額の増減	- "	76.0 "
持分法による投資損益	- "	6.2 "
法人税等還付税額	- "	14.1 "
その他	- "	1.5 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	55.2 %

(注) 1. 前連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 2019年5月7日付会社分割

当社グループは、2019年5月7日付にて株式会社gumi Cryptosを新たに設立し、株式会社gumi Cryptosに当社グループのブロックチェーン事業を承継させる吸収分割を行いました。

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 ブロックチェーン事業

事業内容 ブロックチェーンコンテンツの企画・開発・運営、ブロックチェーン関連企業への投資等

企業結合日

2019年7月1日

企業結合の法的形式

株式会社gumi、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gumi Cryptosを承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)

結合後企業の名称

株式会社gumi Cryptos

その他取引の概要に関する事項

本分割は、ブロックチェーン事業が当社グループの成長と発展のために今後ますます重要な位置付けとなることが予測されるため、当該事業を独立した会社とすることにより事業の独自性を高めて経営責任の明確化を図り、当該事業の成長を加速させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 2019年10月1日付会社分割

当社グループは、2019年10月1日付にて株式会社gumi X studioを新たに設立し、株式会社gumi X studioに当社の連結子会社である株式会社gumi X Realityが保有するXR事業（VR、AR、MR等）におけるコンテンツ開発にかかる資産等を承継させる吸収分割を行いました。

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業名称 XR事業

事業内容 XR事業に関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発（コンテンツ開発事業）

企業結合日

2019年11月30日

企業結合の法的形式

株式会社gumi X Realityを分割会社とし、株式会社gumi X studioを承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称

株式会社gumi X studio

その他取引の概要に関する事項

本分割は、当該事業にかかる資産等を独立した会社に承継することにより、経営責任の明確化、経営判断の迅速化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.228～1.430%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
期首残高	138,331千円	138,141千円
時の経過による調整額	826 "	836 "
資産除去債務の履行による減少額	865 "	- "
換算差額	150 "	1,818 "
期末残高	138,141千円	137,158千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、技術の発展に伴い急速に変化しつつある事業環境のもと、新たなテクノロジーを活用したエンターテインメントサービスを提供することを目指しており、「モバイルオンラインゲーム事業」「XR事業（VR、AR、MR等）」「ブロックチェーン事業」の3つを報告セグメントとしております。「モバイルオンラインゲーム事業」においては、国内外にてスマートフォンに特化したネイティブアプリゲームの開発・運営を行っております。「XR事業（VR、AR、MR等）」及び「ブロックチェーン事業」においては、当該技術を用いたプロダクトを開発する国内外の有力企業への投資及び投資を通じたコンテンツの配信等を行い、将来における収益基盤の構築を図っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モバイルオンライン ゲーム事業	XR事業 (VR、AR、MR等)	ブロックチェーン 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	21,256,590	990	-	21,257,580
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	21,256,590	990	-	21,257,580
セグメント損失( )	851,189	462,510	116,988	1,430,689
セグメント資産	16,841,805	3,621,445	684,787	21,148,037
その他の項目				
減価償却費	193,854	983	-	194,837
のれんの償却額	26,523	-	-	26,523
減損損失	431,446	-	-	431,446
持分法適用会社への投資額	-	989,871	197,423	1,187,294
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	1,188,719	112,267	-	1,300,986

(注) 1. セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度（自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モバイルオンライン ゲーム事業	XR事業 (VR、AR、MR等)	ブロックチェーン 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	19,718,500	44,381	64,812	19,827,695
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	19,718,500	44,381	64,812	19,827,695
セグメント利益又は損失（ ）	2,783,045	402,631	155,011	2,225,402
セグメント資産	16,052,642	2,844,110	1,110,211	20,006,964
その他の項目				
減価償却費	443,948	-	-	443,948
のれんの償却額	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	946,335	398,228	1,344,563
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	2,940,591	-	-	2,940,591

(注) 1. セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

#### 4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

(報告セグメントの名称変更)

当連結会計年度より、事業内容をより適正に表示するため、従来「VR/AR事業」としていた報告セグメントの名称を「XR事業（VR、AR、MR等）」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度のセグメント情報についても、変更後の名称で開示しております。

(報告セグメントの区分変更)

当連結会計年度において、新たに株式会社 gumi Cryptosを設立し、同社に対して当社並びに当社の連結子会社である株式会社 gumi ventures及び株式会社 gumi X Realityのブロックチェーンに係る事業を吸収分割の方法により承継させたこと、及び前述の報告セグメントの名称変更に伴い、報告セグメントを従来の「モバイルオンラインゲーム事業」及び「VR/AR事業」の2区分から、「モバイルオンラインゲーム事業」、「XR事業（VR、AR、MR等）」及び「ブロックチェーン事業」の3区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
193,037	29,253	14,394	236,685

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	7,318,524	モバイルオンラインゲーム事業
株式会社スクウェア・エニックス	6,621,201	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	5,970,792	モバイルオンラインゲーム事業

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
174,017	14,285	10,985	199,287

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スクウェア・エニックス	7,461,300	モバイルオンラインゲーム事業
Apple Inc.	6,054,264	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	5,062,991	モバイルオンラインゲーム事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	VR Fund, L.P.	アメリカカリフォルニア州	2,877,595	VR/ARに係る投資	(所有) 間接 33.3	VR/AR投資事業における協業	出資の引受 (注) 1	332,476	-	-
関連会社	株式会社よむネコ	東京都新宿区	25,640	VR/ARゲームの企画・開発・運営	(所有) 間接 19.8	ゲームの共同開発等 役員の兼任	転換社債型新株予約権付社債の引受 (注) 2	299,456	その他の関係会社有価証券	432,380

(注) 1. キャピタルコール方式による出資の引受であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の引受については、転換社債型新株予約権付社債の引受に関する基本契約書を締結し、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	國光 宏尚	-	-	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 11.0	-	増資の引受 (注) 1	253,890	-	-
役員	川本 寛之	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 1.4	-	増資の引受 (注) 1	130,200	-	-
役員	本吉 誠	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.7	-	増資の引受 (注) 1	130,200	-	-

(注) 1. 当社が行った第三者割当増資を、1株につき当社が取締役会決議を行った前営業日の東京証券取引所の終値である651円で引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日）

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	合同会社 gumi Cryptos Capital	東京都新宿区	5,000	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	（所有） 間接 25.0	ブロックチェーン投資事業における協業	出資の引受（注）1	218,220	-	-

（注）1．キャピタルコール方式による出資の引受であります。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当事項はありません。



( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
1株当たり純資産額	416.04円	470.93円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( )	57.04円	58.32円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	57.66円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( )		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属 する当期純損失金額( )(千円)	1,695,686	1,757,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親 会社株主に帰属する当期純損失金額( )(千円)	1,695,686	1,757,456
普通株式の期中平均株式数(株)	29,728,191	30,133,166
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	344,500
(うち新株予約権(株))	(-)	(344,500)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	第11回新株予約権 新株予約権の数119個 (普通株式59,500株) 第13回新株予約権 新株予約権の数360個 (普通株式180,000株) 第18回新株予約権 新株予約権の数9,100個 (普通株式910,000株) 第19回新株予約権 新株予約権の数995個 (普通株式99,500株)

(注) 3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (2020年 4月 30日)
純資産の部の合計額(千円)	13,593,627	15,169,892
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,064,086	952,864
(うち新株予約権(千円))	(256,556)	(232,578)
(うち非支配株主持分(千円))	(807,530)	(720,286)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	12,529,540	14,217,028
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	30,116,000	30,189,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,497,368	2,042,292	0.62	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,208,962	416,670	0.59	2021年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,706,330	2,458,962	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	416,670	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	4,815,298	8,887,938	14,567,855	19,827,695
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額( )(千円)	168,675	124,321	300,381	948,783
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	171,636	33,109	429,079	1,757,456
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	5.70	1.10	14.24	58.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	5.70	4.60	15.34	44.05

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,887,422	3,983,403
売掛金	1,199,307	1,306,824
前払費用	524,344	360,008
立替金	1,23,888	1,216,388
関係会社短期貸付金	100,000	-
未収還付法人税等	307,150	-
その他	1,528,525	1,347,937
流動資産合計	11,365,639	7,969,563
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	167,109	153,657
工具、器具及び備品	20,833	16,922
有形固定資産合計	187,943	170,580
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	4,866	1,314,022
ソフトウェア仮勘定	1,198,965	2,531,536
その他	126	900
無形固定資産合計	1,203,958	3,846,459
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	333,554	336,088
投資有価証券	342,158	64,902
関係会社株式	6,584,862	6,604,862
その他の関係会社有価証券	10,000	10,000
関係会社長期貸付金	250,000	760,052
繰延税金資産	497,315	1,044,113
その他	174,962	178,802
投資その他の資産合計	8,192,853	8,998,820
固定資産合計	9,584,755	13,015,860
資産合計	20,950,394	20,985,423
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,667,825	1,892,515
関係会社短期借入金	589,000	275,660
1年内返済予定の長期借入金	4,497,368	2,042,292
未払金	1,623,618	1,961,271
未払費用	56,343	1,31,165
未払法人税等	-	162,807
預り金	1,65,123	1,38,455
未払消費税等	-	200,545
賞与引当金	20,997	39,616
その他	9,185	165,084
流動負債合計	6,529,462	4,809,414
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,208,962	416,670
関係会社長期借入金	200,000	486,800
資産除去債務	114,870	115,706
固定負債合計	1,523,832	1,019,176
負債合計	8,053,294	5,828,590

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,337,717	9,377,841
資本剰余金		
資本準備金	388,823	428,947
その他資本剰余金	3,877,905	3,675,803
資本剰余金合計	4,266,728	4,104,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	98,379	2,506,039
利益剰余金合計	98,379	2,506,039
自己株式	1,058,400	1,058,400
株主資本合計	12,644,426	14,930,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,882	5,977
評価・換算差額等合計	3,882	5,977
新株予約権	256,556	232,578
純資産合計	12,897,100	15,156,832
負債純資産合計	20,950,394	20,985,423

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
売上高	21,217,273	2 19,823,394
売上原価	2 16,685,116	2 13,665,654
売上総利益	4,532,157	6,157,740
販売費及び一般管理費	1, 2 6,115,789	1, 2 4,094,750
営業利益又は営業損失( )	1,583,632	2,062,990
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2 688,753	2 5,430
経営指導料	2 8,800	2 9,600
為替差益	-	2,146
固定資産売却益	50,000	2 5,441
還付加算金	-	3,880
その他	3,450	1,802
営業外収益合計	751,003	28,301
営業外費用		
支払利息	2 43,984	2 39,221
為替差損	52,084	-
その他	2,224	500
営業外費用合計	98,294	39,721
経常利益又は経常損失( )	930,922	2,051,569
特別利益		
関係会社清算益	2 117,347	-
投資有価証券売却益	85,328	19,215
新株予約権戻入益	-	11,591
特別利益合計	202,676	30,806
特別損失		
減損損失	450,049	-
関係会社株式評価損	399,999	-
固定資産除却損	-	1,109
投資有価証券評価損	-	33,017
特別損失合計	850,049	34,127
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	1,578,295	2,048,249
法人税、住民税及び事業税	283,201	187,386
法人税等調整額	236,102	546,797
法人税等合計	47,099	359,410
当期純利益又は当期純損失( )	1,531,196	2,407,659

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)		当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	(注) 1	1,988,522	11.0	1,975,764	11.9
経費		16,097,340	89.0	14,618,643	88.1
当期総費用		18,085,863	100.0	16,594,407	100.0
他勘定振替高	(注) 2	1,400,747		2,928,753	
当期売上原価		16,685,116		13,665,654	

(注) 1 . 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
支払手数料	5,895,822	4,968,636
外注費	7,688,582	6,920,204
通信費	1,552,254	1,481,740

(注) 2 . 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
ソフトウェア仮勘定	1,400,747	2,928,753

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	9,076,072	127,178	3,877,905	4,005,083	1,629,576	1,629,576
当期変動額						
新株の発行	261,645	261,645		261,645		
当期純損失（ ）					1,531,196	1,531,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	261,645	261,645	-	261,645	1,531,196	1,531,196
当期末残高	9,337,717	388,823	3,877,905	4,266,728	98,379	98,379

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,058,400	13,652,332	3,760	3,760	107,691	13,756,264
当期変動額						
新株の発行		523,290				523,290
当期純損失（ ）		1,531,196				1,531,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			122	122	148,864	148,742
当期変動額合計	-	1,007,906	122	122	148,864	859,164
当期末残高	1,058,400	12,644,426	3,882	3,882	256,556	12,897,100



当事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	9,337,717	388,823	3,877,905	4,266,728	98,379	98,379
当期変動額						
新株の発行	40,124	40,124		40,124		
当期純利益					2,407,659	2,407,659
会社分割による減少			202,102	202,102		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	40,124	40,124	202,102	161,978	2,407,659	2,407,659
当期末残高	9,377,841	428,947	3,675,803	4,104,750	2,506,039	2,506,039

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,058,400	12,644,426	3,882	3,882	256,556	12,897,100
当期変動額						
新株の発行		80,248				80,248
当期純利益		2,407,659				2,407,659
会社分割による減少		202,102				202,102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	2,094	2,094	23,977	26,072
当期変動額合計	-	2,285,804	2,094	2,094	23,977	2,259,732
当期末残高	1,058,400	14,930,231	5,977	5,977	232,578	15,156,832

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。( 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 )

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

( 会計方針の変更 )

該当事項はありません

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました53,450千円は、「固定資産売却益」50,000千円、「その他」3,450千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当事業年度の業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	402,037千円	422,396千円
関係会社に対する短期金銭債務	530,332 "	845,052 "

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度57%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
広告宣伝費	3,392,068千円	1,777,935千円
関係会社委託費	814,218 "	644,915 "
給料手当	468,222 "	412,656 "
賞与引当金繰入額	10,880 "	30,733 "
減価償却費	6,922 "	5,612 "

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
営業取引	5,737,016千円	4,360,281千円
営業取引以外の取引	821,320 "	35,066 "

(有価証券関係)

前事業年度(2019年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は6,584,862千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は6,604,862千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	29,508千円
未払事業所税	2,109 "	2,115 "
賞与引当金	6,429 "	12,132 "
未払金	154 "	169,147 "
前払費用	117,887 "	- "
棚卸資産	652 "	4,118 "
減価償却超過額	1,247,450 "	798,244 "
資産除去債務	35,173 "	35,434 "
株式報酬費用	76,204 "	69,413 "
投資有価証券評価損	193,846 "	190,414 "
税務上の繰越欠損金	777,628 "	663,337 "
その他有価証券評価差額金	1,188 "	14,503 "
繰延税金資産小計	2,458,725千円	1,988,370千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	777,628千円	227,448千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,158,186 "	697,721 "
評価性引当額小計	1,935,815千円	925,169千円
繰延税金資産合計	522,910千円	1,063,201千円
繰延税金負債		
未収事業税	4,509千円	- 千円
資産除去債務に対応する除去費用	21,084 "	19,087 "
繰延税金負債合計	25,594千円	19,087千円
繰延税金資産の純額	497,315千円	1,044,113千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	- %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	0.4 %
住民税均等割	- "	0.4 "
評価性引当額の増減	- "	49.3 "
その他	- "	0.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	17.5 %

(注) 1. 前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略してあります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	277,311	4,392	2,000	279,703	126,045	16,948	153,657
	工具、器具及び備品	131,693	8,071	217	139,547	122,624	11,894	16,922
	計	409,004	12,463	2,217	419,250	248,670	28,843	170,580
無形 固定 資産	ソフトウェア	44,209	1,637,118	-	1,681,327	367,304	327,961	1,314,022
	ソフトウェア仮勘定	1,198,965	2,951,500	1,618,929	2,531,536	-	-	2,531,536
	その他	400	1,000	400	1,000	100	100	900
	計	1,243,574	4,589,618	1,619,329	4,213,864	367,404	328,061	3,846,459

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア	ソフトウェア開発の完成に伴う増加	1,618,929千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア開発に伴う増加	2,951,500千円

3. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替による減少	1,618,929千円
-----------	-----------------	-------------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	20,997	39,616	20,997	39,616

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 <a href="https://gu3.co.jp/ir/announce/">https://gu3.co.jp/ir/announce/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・ 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・ 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・ 株主が有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第12期（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）2019年7月26日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年7月26日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 2019年5月1日 至 2019年7月31日）2019年9月6日関東財務局長に提出

第13期第2四半期（自 2019年8月1日 至 2019年10月31日）2019年12月6日関東財務局長に提出

第13期第3四半期（自 2019年11月1日 至 2020年1月31日）2020年3月6日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2020年1月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2020年3月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2020年3月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2020年6月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年7月28日

株式会社gumi  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumi及び連結子会社の2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の開示すべき重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社gumiの2020年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社gumiが2020年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

##### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月28日

株式会社gumi  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2019年5月1日から2020年4月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumiの2020年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。